

いた え さい しき さんじゅう ろっ か せん のがく
板絵彩色三十六歌仙額

種 別 有形文化財（絵画）
員 数 36面
所在地 金沢市丸の内5番5号
所有者 宗教法人 尾崎神社
概 要

平安時代中期に、藤原公任（966～1041）が「万葉集」・「古今集」・「後撰和歌集」の中から三十六人の歌人を選んだのが、三十六歌仙のはじまりとされ、鎌倉時代に、歌仙尊重の風潮と似せ絵の流行によって、「三十六歌仙絵」が生まれたとみられる。

三十六歌仙絵は、時に、天下人を祭神とする社・宮の荘厳具ともなり、江戸時代には、各諸大名が東照大権現を建造し、その社殿の創建にあたり、日光東照宮に倣い、三十六歌仙絵馬を奉掲した例が少ない。

この板額三十六面も、寛永二十年（1643）加賀藩四代藩主前田光高が、金沢城北の丸に東照権現（現在の尾崎神社）を建立し、その後拝殿に掲げられていたものである。

筆者については不明であるが、檜の板地に胡粉で下地を作り、大和絵的な技法で描かれた人物や背景の草花に、丹念に彩色や金泥が施してある。特に各歌仙の面貌の描写が優れており、保存状態も良好である。

図上の和歌の筆者も不明であるが、練達した優雅な書風で更に画面を引き立てており、歌仙や背景の図と見事に調和しており、重要文化財の指定を受けた建造物（尾崎神社）にふさわしい額である。

このため、その文化財的価値は高く、有形文化財に指定し、その保存を図ることが必要である。

その他 金沢市指定有形文化財 昭和52年3月1日